

各管区警察局公(保)安部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁運発第19号
平成10年3月24日
警察庁交通局運転免許課長

申請による運転免許の取消しに関する事務処理上の留意事項について

道路交通法の一部を改正する法律(平成9年法律第41号)により、申請による運転免許の取消しについての規定が設けられ、平成10年4月1日から施行されるところであるが、申請による運転免許の取消しに関する事務の処理に当たっては下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

記

1 迅速な手続の実施と窓口の設置

道路交通法の一部を改正する法律による改正後の道路交通法(以下「法」という。)第104条の4第2項の規定による運転免許(以下「免許」という。)の取消し(以下「申請による免許の取消し」という。)に関する事務の手続は、併せて法第104条の4第3項の規定により同条第1項後段の申出に係る免許(以下「申出免許」という。)を与える場合も含めて、速やかに終えるように努めるものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

また、申請による免許の取消しの手続の窓口は、申請者の利便を考慮し、各都道府県の運転免許試験場、運転免許センター及び更新手続を実施している警察署等に開設するほか、必要に応じて設置するものとする。

2 申請者の意思の確認等

申請の受理に当たっては、申請者の意思を確認するとともに、申請者に対し、申請による免許の取消しを受けた後に再度免許の申請を行う場合においては、運転免許試験の一部免除の措置はとられない旨等を説明するものとする。

なお、申請による免許の取消しは、申請者の意思に基づいて行うものであり、その意思に反して免許を取り消すこととなるような運用とならないよう留意すること。

3 申出免許に係る免許証の交付の方法等

申請による免許の取消しを受けた者に対し、その者がなお他の種類の免許を受けている場合に、法第107条第2項の規定により交付するものとされる当該他の種類の免許

に係る免許証又は申出免許に係る免許証を即日交付することができない場合には、法第107条第1項の規定により返納された免許証にさん孔処置をした上、当該免許証の備考欄に、手続中である旨を次の例により記載（押印）して交付し、当該法第107条第2項の規定により交付するものとされる免許証又は当該申出免許に係る免許証は、後日交付するものとする。

申請取消手続中			
有効免許	〇〇		
平成	年	月	日まで有効
平成	年	月	日〇〇公委

また、法第107条第2項の規定により交付するものとされる免許証又は申出免許に係る免許証を後日交付する場合において、申請者から希望があったときは、更新された免許証の郵送方式に準じた方法により申請者に送付することができるものとする。

4 申請者に対する適性検査

申出免許を与える場合、法第89条の適用がないこと、また、申出免許に係る免許証の有効期間は法第104条の4第2項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とされており（法第92条の2第2項）、申出免許を与えることは免許証の更新とは異なることから、申出免許を受ける者には適性検査（法第102条の規定に基づく臨時適性検査を除く。）を行うことはできないので、誤りのないようにされたい。

なお、申請者が、法第88条第1項第2号、第3号若しくは第4号に規定する免許の欠格事由のいずれかに該当する者となっており、又は法第103条第2項第1号に該当することとなっていると疑う理由があるときは、法第102条第1項の規定に基づく臨時適性検査を行うものとする。

5 手数料の取扱い

(1) 申請による免許の取消しを行うに当たっては、手数料は徴収できないが、申出免許に係る免許証の交付に当たっては、法第112条第1項に規定する免許証交付手数料を徴収する。

なお、免許を取り消された者が、なお他の種類の免許を受けている場合において、法第107条第2項の規定により免許証を交付する場合には、手数料を徴収すること

はできないので誤りのないようにされたい。

- (2) 免許証の更新又は免許証の再交付と、申出免許に係る免許証の交付とを同時に行う場合には、法第112条第1項に規定する免許証更新手数料又は免許証再交付手数料のみを徴収するものとする。

なお、これらの場合においては、免許証の更新又は再交付の申請とともに、免許の取消しの申請及び法第104条の4第1項後段の申出を併せて行わせること。